

2019年4月26日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—労働・社会保障政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第487号）

# 上海市総工会、企業連合会、工商業連合会等、 2019年の賃上げ基準をレンジで提示 企業の賃上げに柔軟性を持たせる

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市総工会、上海市企業連合会、上海市工商業連合会、上海市企業家協会は、2019年3月22日付けで『2019年上海市の企業賃金ガイドラインに関する意見』（以下『意見』という）を公布しました。『意見』は、上海市の企業が従業員の賃上げを実施する際の参考基準を提示したもので、2019年の賃上げ基準について、平均ライン、下限ラインには一定の範囲を設けるとし、それぞれ5%~6%、2%~3%のレンジを提示しています。上限ラインについては、昨年同様、具体的な数値は設定していません。

## □ 柔軟性のある平均・下限ラインを提示

上海市の賃上げガイドラインは、上海市総工会が上海市企業連合会、上海市工商業連合会、上海市企業家協会とともに、同市経済の発展状況や消費者物価、労働市場、賃金水準等に基づき、企業の賃上

【図表1】上海市の賃上げラインと最低賃金の推移

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
賃上げライン：上限	16%	16%	14%	14%	-	-
平均	12%	10%	9%	9%	8%	5%~6%
下限	5%	4%	4%	4%	3%	2%~3%
月額最低賃金	1,820元	2,020元	2,190元	2,300元	2,420元	2,480元
最低賃金伸び率	12.3%	11.0%	8.4%	5.0%	5.2%	2.5%

（上海市人力資源・社会保障局のデータに基づき、中国アドバイザー一部作成）

げ幅の基準に対して発表した指導意見となっています。

今回の『意見』では、賃上げの上限ラインについて引き続き昨年と同様に提示しておらず、平均ライン、下限ラインについてはそれぞれ5%~6%、2%~3%と定めています（『意見』第1条、第2条、図表1を参照）。2018年と比べて、平均ラインは最大3%、下限ラインは最大1%引き下げられました。また、上海市人力資源・社会保障局は2019年3月22日付けで『上海市の最低賃金基準の調整に関する通

達』（滬人社規[2019]5号）を公布しましたが、その最低賃金2,480元の上げ幅も約2.5%であり、賃上げの範囲内にあることがうかがえます。

注意すべき点として、「賃金の分配は中核的なポスト、生産・サービスの現場のポストおよび就業者が不足・早急にその確保が必要なポストに就く人材へ傾ける」旨を明確にし、現場従業員の賃上げ幅については引き続き、当該企業の従業員全体の賃上げ幅を下回らないこと、また高級管理職の賃上げ幅について、当該企業の従業員全体の賃上げ幅を下回ることを求めています（第3条）。

各賃上げラインの適用については、昨年と同様となります。具体的には以下をご参照ください。

#### 各賃上げラインの適用について

- 生産・経営が正常で、経済的効率・収益が拡大している企業 ⇒平均ラインを参照
- 前年の平均賃金水準が全市就業者平均賃金水準の2倍以上の企業 ⇒平均ラインを下回る
- 前年の平均賃金水準が全市就業者平均賃金水準の60%より低い企業 ⇒平均ラインを上回っても可
- 経済的効率・収益が縮小している企業 ⇒下限ラインを参照
- 生産・経営が困難で経済的効率・収益が比較的劣る企業 ⇒下限ラインを下回っても可

\*

通常、賃上げガイドラインは、省級や市級の人力資源・社会保障部門等が賃金設定の目安として発表しているものであり、地方によっては公布しない、あるいは定期的な公布はしていない場合もあります。詳細については、所在地の人力資源・社会保障部門にお問い合わせください。

なお、『意見』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および4ページからの中国語原文をご参照ください。

#### 【ご参考】一部省・市の賃上げラインについて

	北京市	天津市	吉林省	山西省	河南省	湖北省	安徽省	四川省	福建省
賃上げライン：上限	13%	12%	10%	12.5%	16%	10%	12%	11%	12%
基準	8.5%	7.5%	6%	8.5%	12%	7.5%	7.5%	7%	8%
下限	4%	3%	3%	4%	3%	3.5%	4%	3%	3%

※本稿執筆時点において、上記各省・市では2019年の賃上げガイドラインが発表されていないため、現時点で入手できる直近データ（2018年）を掲載しています。

（各省・市の人力資源・社会保障部門のデータに基づき、中国アドバイザー一部作成）

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

## 2019年上海市の企業賃金ガイドラインに関する意見

各区・局（産業）工会、各区企業連合会/企業家協会・工商業連合会、各持株（集団）会社：

企業の賃金が合理的に伸びるよう誘導するため、当市の経済発展、消費者物価、賃金水準、人的コスト等の状況を総合的に考慮し、市の労働関係の三者による共同研究を経て、市総工会・市企業連合会/企業家協会・市工商業連合会は2019年の当市企業の賃金ガイドラインについて、以下のように意見を提出する。

1. 平均ラインは5%～6%である。生産・経営が正常で、経済的効率・収益が拡大している企業は、平均ラインを参照して賃上げ幅を確定することができる。前年の平均賃金水準が全市の就業者平均賃金の2倍以上の企業は、賃上げ幅が平均ラインを下回らなければならない。前年の平均賃金水準が全市の就業者平均賃金水準の60%より低い企業は、賃上げ幅が適度に平均ラインを上回ることができる。
2. 下限ラインは2%～3%である。経済的効率・収益が縮小している企業は、下限ラインを参照して賃上げ幅を確定することができる。生産・経営が困難で、経済的効率・収益が比較的劣る企業は、賃上げ幅が下限ラインを下回ることができる。
3. 企業は賃金の集団交渉等の形式を通じ、合理的に平均賃上げ幅、および異なるポストの従業員の賃金水準を確定しなければならない。賃金の分配は、中核的なポスト、生産・サービスの現場のポストおよび就業者が不足・早急にその確保が必要なポストに就く人材へ傾け、賃金水準の比較的低い現場従業員の賃上げ幅は当該企業の従業員賃金の平均引き上げ幅を下回らないようにし、企業の高級管理職の賃上げ幅は当該企業の従業員賃金の平均引き上げ幅を下回るようにしなければならない。
4. 企業の賃上げは労働生産性の向上に相応しなければならず、各区総工会・各産業工会・各区企業連合会/企業家協会・各区工商業連合会・各持株（集団）会社は企業の賃金分配に対する指導を強化し、企業と従業員双方の利益を同時に考慮し、労使関係の調和のとれた安定を維持しなければならない。

上海市総工会、上海市企業連合会、上海市工商業連合会  
上海市企業家協会  
2019年3月22日

(中国語原文)

## 关于 2019 年本市企业工资指导线的意见

各区局（产业）工会，各区企业联合会/企业家协会、工商业联合会，各控股（集团）公司：

为引导企业工资合理增长，综合考虑本市经济发展、居民消费价格、工资水平、人工成本等情况，经市劳动关系三方共同研究，市总工会、市企业联合会/企业家协会、市工商业联合会就 2019 年本市企业工资指导线提出如下意见：

- 一、 平均线为 5%-6%。生产经营正常、经济效益增长的企业，可参照平均线确定工资增长幅度。上年平均工资水平为全市职工平均工资二倍以上的企业，工资增长幅度应低于平均线；上年平均工资水平低于全市职工平均工资 60% 的企业，增长幅度可适当高于平均线。
- 二、 下线为 2%-3%。经济效益下降的企业，可参照下线确定工资增长幅度。生产经营困难、经济效益较差的企业，工资增长幅度可以低于下线。
- 三、 企业应当通过工资集体协商等形式，合理确定平均工资增长幅度，以及不同岗位人员的工资水平。工资分配应向关键岗位、生产服务一线岗位和紧缺急需岗位的人才倾斜，工资水平偏低的一线职工工资增长幅度应当不低于本企业职工工资的平均增长幅度，企业高管的工资增长幅度应低于本企业职工工资的平均增长幅度。
- 四、 企业工资增长应当与劳动生产率提高相适应，各区总工会、各产业工会、各区企业联合会/企业家协会、各区工商业联合会、各控股（集团）公司要加强对企业工资分配的指导，兼顾企业和职工双方利益，维护劳动关系的和谐稳定。

上海市总工会、上海市企业联合会、上海市工商业联合会

上海市企业家协会

2019 年 3 月 22 日

### 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。